

平成30年第2回ニセコ町議会臨時会

平成30年3月30日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第 1号 ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 2号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○出席議員（9名）

- | | |
|---------|---------|
| 1番 木下裕三 | 2番 浜本和彦 |
| 3番 青羽雄士 | 5番 竹内正貴 |
| 6番 三谷典久 | 7番 篠原正男 |
| 8番 新井正治 | 9番 猪狩一郎 |
| 10番 高橋守 | |

○欠席議員（1名）

- 4番 斉藤うめ子

○出席説明員

- | | |
|------------|------|
| 町長 | 片山健也 |
| 副町長 | 林知己 |
| 会計管理者 | 千葉敬貴 |
| 総務課長 | 阿部信幸 |
| 企画環境課長 | 山本契太 |
| 税務課長 | 芳賀善範 |
| 保健福祉課長 | 折内光洋 |
| 国営農地再編推進室長 | 藤田明彦 |
| 商工観光課長 | 前原功治 |
| 建設課長 | 高瀬達矢 |
| 上下水道課長 | 石山康行 |

財 政 係 長	桜 井 幸 則
財 政 係 長	川 埜 満 寿 夫
代 表 監 査 委 員	小 松 弘 幸
教 育 長	菊 地 博
学 校 教 育 課 長	加 藤 紀 孝
町 民 学 習 課 長	佐 藤 寛 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	高 田 生 二
幼 児 セ ン タ ー 長	酒 井 葉 子

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐 竹 祐 子
書 記	中 野 秀 美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（高橋 守君） ただいまの出席議員は9名であります。
本日、斉藤議員より所用により欠席する旨の届け出がありましたので、報告致します。
定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回ニセコ町議会臨時会を開催いたします。

◎開議の宣告

○議長（高橋 守君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番、青羽雄士君、5番、竹内正貴君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（高橋 守君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（高橋 守君） 日程第3、諸般の報告をいたします。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、保健福祉課長、折内光洋君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、川埜満寿夫君、代表監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、以上の諸君であります。

◎日程第4 議案第1号から 日程第5 議案第2号

○議長（高橋 守君） この際、日程第4、議案第1号、ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域

型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の件、及び、日程第5、議案第2号、ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件の2件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） おはようございます。よろしくお願ひ致します。日程第4、議案第1号、ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案の2ページをお開き下さい。議案第1号、ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例。ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成30年3月30日提出、ニセコ町長、片山健也。

3ページをお開き下さい。下段の提案理由でございます。読み上げます。平成30年度における特定教育・保育施設等の国の基準利用者負担案が示され、第1号認定子どもについて、年収360万円未満相当世帯の利用者負担を軽減することとなることから、所要の改正を行う必要があるため、本条例を提出するものでございます。この条例の内容につきましては、別冊の説明資料と新旧対照表によりご説明をしたいと思います。まず、説明資料の1ページをお開き下さい。今回の一部改正する条例の改正の概要であります。ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は良質かつ適切な内容の子どもの保育を提供することにより、全ての子どもが健やかに成長するために必要な環境(施設等)を確保することを目指しております。子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令 号)が平成30年3月中に成立する見込みであり、平成30年度の特定教育・保育施設等の国基準利用者負担額における第1号認定子ども(幼稚園・別表第1等)の世帯市町村民税所得割合算額が77,100円以下の第3階層の利用者負担額の軽減を行います。平成30年4月1日適用となります。軽減の内容ですが、国基準額では、改正前14,100円が改正後10,100円、3歳児のニセコ町の町基準利用者負担額については、国基準の約8割の額と規定しており、改正前11,200円が改正後8,000円となります。4歳以上児の町基準利用者負担額については、国基準の約7割の額と規定しており、改正前9,800円が改正後7,000円となります。改正条例個別条項の改正内容ですが、新旧対照表では1ページとなります。別表第1の第3階層、11,200円を8,000円に、9,800円を7,000円に改めます。続きまして、議案の3ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第 号)の施行の日から施行し、平成30年4月1日から適用いたします。なお、この条例改正に関する町民参加の状況ですが、関係法令の改正に伴う条例改正のため、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、町民参加等の手続きを要しないとしております。

議案第1号に関する説明は以上です。

続きまして、日程第5、議案第2号、ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。議案の4ページをお開き下さい。議案第2号、ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平

成30年3月30日提出、ニセコ町長、片山健也。

6ページをお開きください。中ほどの提案理由でございます。読み上げます。国民健康保険の保険税について、国の制度に合わせて、財政責任主体が北海道になることに伴う課税額の定義を変更すること。負担の適正化を図るため、当該保険税の賦課限度額の引き上げ及び所得の少ない被保険者に対して課する保険税の算定に係る基準を見直す必要があること。また、北海道から標準保険料率(納付金額)が示されたことにより、被保険者世帯への影響がゆるやかになるように標準保険料率を参考にしながら資産割の引き下げを行うため、本条例を提出するものでございます。この条例の内容につきましても、別紙の説明資料と新旧対照表によりご説明を申し上げます。別冊説明資料の2ページをご覧ください。改正の概要ですが、平成29年度国の法律改正に伴う改正になります。①といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)が平成29年3月27日に成立し、国民健康保険における財政責任主体が北海道となるため、課税額の定義の変更、北海道の国民健康保険に関する特別会計に関して規定しております。こちらは平成30年4月1日施行となります。次に、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第)の施行の日から施行となります。②として、課税限度額の引き上げ、国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額、現行54万円を改正後58万円に。③といたしまして、低所得者の国民健康保険税の軽減該当世帯を拡大するため、軽減判定所得の引き上げで、5割軽減の判定では現行基礎控除額33万円+加算額27万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)ですが、改正後は加算額27万5千円となります。2割軽減の判定では現行基礎控除額33万円+加算額49万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)ですが、改正後は加算額が50万円となります。④は特例対象被保険者(非自発的失業者)の申告に関し、情報連携により把握できる場合は雇用保険受給資格証明書の提示が不要になります。次の黒丸はニセコ町の国民健康保険の独自の改正になります。⑤といたしまして、ニセコ町国民健康保険の独自の改正で、平成30年4月1日施行となります。内容は資産割の引き下げで、国民健康保険税の被保険者に係る資産割額は、固定資産税額を課税標準として乗ずる率、現行100分の64を改正後は100分の43.2に。国民健康保険税の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額では、固定資産額を課税標準として乗ずる率、現行100分の16を改正後は100分の10.6に。国民健康保険税の被保険者に係る介護納付金課税被保険者に係る資産割額、固定資産税額を課税標準として乗ずる率、現行100分の3を改正後は100分の2.2への改正でございます。続きまして、改正条例の個別条項の改正内容につきまして、新旧対照表も参考としていただきながら確認したいというふうに思います。新旧対照表では2ページになります。2ページの第2条第1項は北海道が財政責任主体となるため課税額の定義の変更、北海道の国民健康保険に関する特別会計に関しての規定となっております。その横に①②と書いてあるのは、前段でご説明いたしました改正概要の該当番号でございます。新旧対照表3ページ、第2条第2項は課税額の定義の変更に伴う文言整理でございます。基礎課税額の上限額を規定しており、54万円を58万円に改めます。対照表4ページの上段、第4条につきましては、国民健康保険の被保険者に係る資産割額で固定資産税額を課税標準として乗ずる率を100分の64から100分の43.2に改めます。その下、第5条の2第1号は文言の整理でございます。4ページ下段、第7条は国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額で固

定資産税額を課税標準として乗ずる率を100分の16から100分の10.6に改めます。5ページの上段、第9条は介護納付金課税被保険者に係る資産割額で、固定資産税額を課税標準として乗ずる率を100分の3から100分の2.2に改めます。5ページ上段、第23条第1項は国民健康保健税の減額について規定しておりまして、減額後の基礎課税額の上限額54万円を58万円に改めます。第23条第2号、国民健康保険税の5割軽減の基準を規定しておりまして、軽減基準額の加算額を27万円から27万5千円に改めます。第23条第3号は国民健康保険税の2割軽減の基準を規定しており、軽減基準額の加算額を49万円から50万円に改めます。対照表6ページになります。第24条の2第2項は、特例対象被保険者の申告書の提出時の必要書類を規定しておりまして、雇用保険受給者資格証を必要としますが、情報連携で把握できる場合不要とする規定の改正となっております。議案6ページにお戻りいただきまして、上段のほう、附則として施行期日ですが第1条、この条例は平成30年4月1日から施行する。ただし第2条第2項の改正規定（「54万円」を「58万円」に改正する部分に限る。）及び第23条の規定は地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第　　）の施行の日から施行します。次に第2条、適用区分といたしまして、この条例による改正後のニセコ町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。この条例改正に関する町民参加の状況ですが、6ページ下段にあります。(1)にありますように、平成29年12月18日にニセコ町国民健康保険審議会で審議を行い、了解をいただいたところでございます。それから(2)ではパブリックコメントを行いまして、ご覧のとおりご意見はありませんでした。

議案第2号に関する説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号、ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論には入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号、ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号、ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。三谷議員。

○6番（三谷 典久君） 6番、三谷です。限度額についてお伺いいたします。基礎課税額が54万円から58万円に該当する世帯の方が一番影響を受けると思うのですが、その影響を受ける世帯数とその世帯のおおよその収入、あるいは所得を教えてください。それがまずひとつ。それから、限度額の引き上げによる税収の増加分はいくらか。軽減による税収の減はいくらか。三つ目として、限度超過世帯数は何世帯くらいになるのか、以上三点をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 芳賀課長。

○税務課長（芳賀 善範君） ただいまの三谷議員の質問にお答えします。平成30年度につきましては現在所得を算定中ということで、平成29年度現在のものを元にお答えさせていただきます。限度額超過89万にすべて4万増えることになるのですが、この89万の増加世帯数は平成29年度で23世帯になってございます。その世帯の世帯所得は830万円以上というような世帯のかたが該当している状況となっております。4万円上がることによって影響を受ける世帯が23世帯程度になるのですが、23世帯×4万円の92万円が税収増ということになってくるかなと思っております。軽減判定の部分ですけれども、こちらの引き上げによりまして6世帯14万円ほど減額になるのではということで想定してございます。いままで減額を受けられなかった方が2割減額を受ける世帯が4世帯6万7千円くらい。2割軽減を受けていた方で5割軽減を受けられる世帯が2世帯7万4千円ほどというような算定をしているところでございます。以上です。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷 典久君） 限度超過世帯数をもう一度お願いします。それから、続けて質問していいですか。いまの説明ですと、23世帯がすべて4万円上がるということなのか、そういうような説明だったのですが、必ずしもそうならないと思っていたのですが、今回の場合は23世帯すべてが4万円上がるのかどうかをお聞きしたいのがひとつ。それから、課長おっしゃったように全体の限度額では89万から93万、その前は85万だったかな、この4年間ですごく上がっていますよね。先程の説明では所得が830万円ですから、この金額が高いか低いかは難しいところがあるかもしれませんが、限度額はやはりニセコ町として上げなければいけないのかどうか、ニセコ町としてもう少し下げて数字を設定するということはできないものなのかどうか、上げなければならない理由は何なのかを教えてください。

○議長（高橋 守君） 芳賀課長。

○税務課長（芳賀 善範君） 限度超過世帯は23世帯ということでお話ししたとおりでございます。2年前に限度額が4万円上がっているわけですが、その時にはすべての方が上がっていたわけではなくて、今回はこの23世帯、あくまでも29年度所得の算定に基づきますが、すべてが上がるような状況になっております。国保の税率改正等につきましては基本的に国に準じるというかたちで

行ってきておりますので、今回の改正につきましても国に準じたかたちでの改正となっております。今回の改正にありますとおり、都道府県化というかたちでこの4月から国のほうで動きまして国保の役割が変わっていくわけですが、その役割のなかでいま各市町村がバラバラの状況ですが、全体的に平準化されていくのではないかとというふうに考えております。あくまでも国が指針を示すなかで、それに準じたかたちにニセコ町の国民健康保険税の税率をならしていくというかたちが理想ではないかと考えておりますので、国に準じて限度額を上げているという状況になっております。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内 光洋君） いまのニセコ町としての限度額を上げなければならないかというご質問ですが、全体的な説明は芳賀課長の言っている通りでございます。以前ですと、この限度額を上げないことによりまして調整交付金等のペナルティーがございましたが、現在はない状況でございます。それで基本的な理由といたしましては、相互扶助の考えが非常に強く表れております。所得のある方で支払い能力のある方は限度額いっぱい払っていただく、その代わりに今回につきましては軽減額もそれ相応の軽減額にしていくというかたちの判断でございます。以上です。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷 典久君） もう一度確認したいのですが、いまの限度超過世帯数が23ということになりますと、いま時点での限度超過が46世帯あって、これが変わることによって23世帯は89万が93万になると。それ以上が23世帯ということになります。それでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 守君） 芳賀課長。

○税務課長（芳賀 善範君） 私の説明の仕方が悪くて申し訳ございません。新しくということではなく、89万という世帯の部分は算定してなくて、今回影響を受ける世帯が23世帯ということになります。

○議長（高橋 守君） 片山町長。

○町長（片山 健也君） 三谷議員の2回目の質問の回答に補足させていただきたいと思っております。限度額については国の基準どおりやらせていただいております。ご承知のとおり、過疎地ではそもそも国保税が賄えないので、本来国も道も基本的には三方式というやり方を標準としておりますが、わが町のように加入世帯が少ないところにつきましては、資産割というものを入れさせていただいております。これは北海道の農業集落についてはほとんどであります。札幌等都会にはありません。その税収を確保するために、たとえば農家の皆さんが資産を持っている、その資産も国保税の課税対象としてご負担いただくことによって、全体の額を確保して将来一元化されていきますが、いまのところは四方式を認めていただいております。理想としてはわが町も将来的には三方式にせざるを得ないのではと。それに移行する期間に資産割を段階的に落としていかざるを得ない、そういった資産をお持ちの方によっていま国保税が確保されているといった状況でございます。限度額はもちろんキチンともらっておかないと、低所得者が多く負担するということになります。今回税条例を出させていただきましたが、少し落とさせていただいております。これまで83%だったのを56%ということで、資産をお持ちのかたのご負担を少し軽減させていただいているということにしております。相当時間がかかりますが、段階的に、将来的にはゼロにしていきたい。できるだけ低

所得者のかたのご負担を増やさないかたちで段階的にできないかというのが、いまわれわれの基本的な考え方ですので、高額所得の方については基準どおりお支払いいただくというのが今後町にとっても国保税を維持していくためにも重要ではないかと現在のところ考えているところでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号、ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例町税条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（高橋 守君） 以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これにて、平成30年第2回ニセコ町議会臨時会を閉会いたします。ごくろうさまでした。

開会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 青 羽 雄 士 (自 署)

署 名 議 員 竹 内 正 貴 (自 署)